

平成29年第3回竹原市議会定例会議事日程 第5号

平成29年9月29日（金） 午前10時開議

会議に付した事件

- 日程第 1 議案第46号 平成28年度竹原市歳入歳出決算認定について  
(決算特別委員会)
- 日程第 2 議案第47号 平成28年度竹原市水道事業決算認定について  
(決算特別委員会)
- 日程第 3 議案第51号 平成29年度竹原市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 4 発議第29-2号 地方財政の充実強化を求める意見書(案)
- 日程第 5 発議第29-3号 義務教育費国庫負担制度2分の1の復元と、義務教育  
諸学校35人学級の完全実施を求める意見書(案)
- 日程第 6 議員派遣について
- 日程第 7 閉会中継続審査(調査)について(2常任委員会)

平成29年9月29日開議

(平成29年9月29日)

議席順	氏名	出席
1	今田佳男	出席
2	竹橋和彦	出席
3	山元経穂	出席
4	高重洋介	出席
5	堀越賢二	出席
6	川本 円	出席
7	井上美津子	出席
8	大川弘雄	出席
9	道法知江	出席
10	宮原忠行	出席
11	北元 豊	出席
12	宇野武則	出席
13	松本 進	出席
14	脇本茂紀	出席

職務のため議場に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住田昭徳

議会事務局係長 矢口尚士

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	吉 田 基	出 席
副 市 長	細 羽 則 生	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 振 興 部 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二	出 席
福 祉 部 長	久 重 雅 昭	出 席
建 設 部 長	有 本 圭 司	出 席
教育委員会教育次長	中 川 隆 二	出 席
公 営 企 業 部 長	平 田 康 宏	出 席

午前9時57分 開議

議長（道法知江君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程表第5を配付いたしております。この日程表のとおり会議を進めます。

---

日程第1・日程第2

議長（道法知江君） 日程第1，議案第46号平成28年度竹原市歳入歳出決算認定について及び日程第2，議案第47号平成28年度竹原市水道事業決算認定についての2件を一括議題といたします。

本件は、決算特別委員会に付託となっていたものであります。よって、委員長の報告を求めます。

4番高重洋介決算特別委員長。

決算特別委員会委員長（高重洋介君） おはようございます。

決算特別委員会委員長報告をいたします。

本委員会に付託されました議案第46号平成28年度竹原市歳入歳出決算認定について及び議案第47号平成28年度竹原市水道事業決算認定についての2議案につきまして、審査の経過及び結果について報告をいたします。

本委員会は、平成29年第3回定例会中の9月5日に議長、監査委員を除く12名にて構成される決算特別委員会を設置し、これらの2議案の付託を受け、9月8日に招集された第1回決算特別委員会にて、委員長に私高重洋介を、また副委員長には堀越賢二委員を選任し、9月8日から9月26日まで各部ごとの詳細審査、最終日には市長の出席をいただき、総括質疑を行い、計5回にわたり委員会を開催してまいりました。

審査に当たり、予算が関係法令の規定に準拠し、適正かつ公平に執行され、期待された行政効果が達成されているか、収入は適正に確保されているか、また財産が適正かつ公正に維持管理されているかなど、決算書並びに決算付属資料はもとより、必要に応じ資料の提出と執行部からの詳細説明をいただき、慎重かつ厳正な審査を行ったところであります。

平成28年度当初予算については、竹原市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、

特に人口減少や地域経済の縮小に対して、中・長期的な視点による効果的な事業を展開していくものとし、平成26年度末から先行的に実施しているまち・ひと・しごと創生の本格的な推進に取り組まれたものであります。

次に、平成28年度決算の概要ですが、一般会計につきましては、歳入決算額125億4,948万1,000円、歳出決算額123億9,935万1,000円、歳入歳出差し引き差額は1億5,013万円の黒字であり、翌年度に繰り越すべき財源2,917万7,000円を差し引いた1億2,095万3,000円の黒字となっております。

歳入の主なものを申し上げますと、市税は収入済額37億8,314万4,000円、前年度比1.5%の増となっております。

次に、地方交付税の収入済額は27億3,737万6,000円で、前年度比0.1%の減となっております。

歳出の主なものを申し上げますと、総務費の支出済額は14億6,641万1,000円、前年度比1.7%の増であります。

次に、民生費の支出済額は46億8,800万1,000円、前年度比1.5%の増であります。

次に、衛生費の支出済額は10億3,914万1,000円、前年度比11.5%の増であります。この主な要因は、広島中央環境衛生組合負担金の増加などによるものです。

次に、商工費の支出済額は6億12万円、前年度比20.7%の増であります。この主な要因は、工場等立地促進事業経費などの増加によるものです。

次に、教育費の支出済額は11億2,338万1,000円、34.1%の減であります。この主な要因は、忠海中学校区小中一貫校整備事業及び学校施設耐震化整備事業の完了などによるものであります。

次に、災害復旧費の支出済額は1億6,253万4,000円、2,855.2%の増となっております。この主な要因は、平成28年6月豪雨災害に対する復旧費の増加によるものであります。

次に、特別会計であります。国民健康保険ほか6会計の決算合計額は、歳入決算額83億3,941万9,000円、歳出決算額81億8,079万6,000円となっております。

次に、審査の過程において各委員から出された意見を申し上げます。

1 市税をはじめとする歳入については、人口減少で税収減となっていく中、滞納整理

など収納率向上への取組を進めるとともに、低所得者層への配慮ある対応を行うこと。

2 職員採用と人材育成については、スポーツ枠や社会人枠など、多様な人材の確保に努めるとともに、市民サービス向上のための職員の意識改革を進めること。

3 観光振興については、外国人観光客の増加に対応するため、パンフレットや展示物の多言語化への取組を進めること。

4 公募型補助金については、より活用しやすい制度となるよう、補助要件など内容の見直しを図ること。

5 県営道路整備については、当初予算未執行の原因である用地買収への積極的な対応による早期整備の実現に向けた取組を進めること。

6 子育て世帯向け地域優良賃貸住宅については、入居促進に向けたさらなる取組を進めること。

7 的場海水浴場について、市民利用のみならず観光客誘致も視野に入れ、整備促進を図ること。

以上の意見がなされ、討論を経て、議案第46号平成28年度竹原市歳入歳出決算認定については、採決の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第47号平成28年度竹原市水道事業決算認定についてであります。まず収益的収入及び支出については、税込み額で収入総額9億468万3,000円に対し、支出総額7億8,044万8,000円で、差し引き1億2,423万5,000円の利益を算出し、税抜き額では収入総額8億4,132万8,000円に対し、支出総額7億2,689万5,000円で、差し引き1億1,443万3,000円の純利益が計上されております。

次に、資本的収入及び支出については、税込み額で収入総額2,927万3,000円に対し、支出総額2億3,774万1,000円で、差し引き2億846万8,000円の不足と、次年度繰越工事に充てる工事負担金1,402万2,000円を合わせた合計2億2,249万円の不足を生じておりますが、この不足額につきましては、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,992万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額956万8,000円、過年度分損益勘定留保資金1億617万円、当年度分損益勘定留保資金8,682万9,000円で補填をされております。

なお、審査の過程において各委員より水道事業経営審議会において料金改定後の結果検証を行い、経営戦略に沿った事業の推進を図ることにより、今後の水道事業の安定に生か

すことなどの意見、質疑があり、討論を経て、議案第47号平成28年度竹原市水道事業決算認定については、採決の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決した次第であります。

以上が決算審査の結果であります。委員会審査の過程において委員各位から貴重な指摘、要望及び意見が述べられており、これらの点を含め今後の行政執行の上で留意され、改善を図られるよう要望するとともに、新年度予算編成においても十分に反映されることを要請し、決算特別委員会の報告といたします。

以上で委員会報告を終わります。

議長（道法知江君） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告に対する一括質疑につきましては、質疑を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告に対する一括質疑につきましては、質疑を省略いたします。

これより順次討論、採決いたします。

議案第46号平成28年度竹原市歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は原案認定であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

13番松本進議員。

13番（松本 進君） 議案第46号2016年度平成28年度一般会計歳入歳出決算認定について、私は反対をいたします。

財務省が9月1日に発表した2016年度の法人企業統計は、資本金10億円以上の大企業の内部留保資金が403.4兆円。安倍政権が発足した2012年度の4年間で69.9兆円増やしました。経常利益は、2012年度の35.9兆円から2016年度は52.8兆円へと47.1%の増加です。その一方で、労働者の賃金は3.6%増にとどまり、この間の物価上昇率5.0%を差し引けば、実質賃金は下落しています。このように、安倍自民公明政権による新自由主義、弱肉強食の政治は、貧困と格差を拡大し、市民の生活や暮らしを大変困難な状況に追いやっています。このような時だからこそ、地方自

治法の第1条の2に定める住民の福祉の増進を図ることを基本とした竹原市行政が強く求められています。

日本国憲法第25条は、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、また国は全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと国民の生存権や国の義務規定を定めています。一般会計等の歳入における滞納者の所得を調べてみますと、働く貧困層と言われる年間所得200万円をはるかに下回る年間所得100万円未満の滞納者率は、国保税で64%、固定資産税で77%、市税で48%です。また、介護保険料で13.3%、後期高齢者医療で20%、保育料で56.5%、市営住宅使用料では29%です。このように、生活保護基準以下の生活を強いられ、各種重税に苦しめられ、生存権が脅かされています。高い国保税が払えないで苦しんでいる市民の医療保険証の実質的な取り上げが5件、短期保険証の発行が93件など、市民の健康と命を脅かす医療制限は即刻中止すべきであります。

竹原市は、自治体の責務を果たすためにも、各種重税の負担を減免、軽減する施策を早急に実施すべきと考えます。介護保険サービスでは、特養ホームの入所希望者、いわゆる待機者の実態は、待機者の基準を要介護3以上で見ても市内3施設で130人、そのうち在宅待機者が45人です。特養ホーム施設を増床して、介護者や要介護者の人権尊重の理念を守る待機者の実態を改善することは待ったなしの緊急、切実な課題です。今策定中の竹原市介護入所施設計画等々の抜本的な改善を強く求めます。在宅介護サービスは、サービス限度額に対する利用率が要介護度5で56.5%です。最も在宅介護を必要とする重度の要介護者、関係者が十分な在宅介護を使えるように改善をして、憲法25条の生存権や人間の尊厳を守る社会福祉の実現を、今こそ真剣に考えるべきであります。後期高齢者医療制度についても、滞納者の罰則として短期保険証の発行が8人となっています。憲法25条に基づく高齢者の医療、生活権を脅かしてはなりません。

2017年度から保険料の負担軽減措置が縮小、廃止されています。無年金の人でも均等割額が月額373円、年額4,497円負担する医療保険は、高齢者の生存権を脅かしていると考えます。お金がない人から負担を求めるという竹原市の相互扶助の精神は、憲法25条の生存権を脅かす明確な誤りと指摘したいと思います。私は、生活困窮者への緊急措置として、月額1.5万円、1万5,000円以下の人、無年金者の高齢者には、保険料を実質無料化する施策を繰り返し求めておきたいと思います。

次は、教育費についてです。



小学校、中学校の学用品代や給食費などを支給する就学援助制度は、義務教育を支える重要な支援制度であります。2010年度からクラブ活動費や生徒会費、PTA会費の3項目の支給改善が行われておりますけれども、いまだに追加の支援を実施していません。この拡充、実施を再度強く求めます。教育費に必要な学級教材の保護者負担は、小学校で最高月額1,588円、中学校で最高月額2,332円です。義務教育費の無償化の原則に基づく学級教材費の改善措置がされていません。

次に、竹原市小中一貫教育は、全ての保護者、関係者に十分な説明と理解に基づく合意形成は不可欠であると考えます。小中学校の統廃合ありきの教育行政では、真に子どもの学力向上や健やかな成長はあり得ません。また、教職員の長時間勤務の解消は、待ったなしの緊急課題です。子どもの学習権、健やかな成長を保証するためにも、早急に解決すべきであります。

次に、私は公共事業は市民の生活、暮らしを最優先に、事業の緊急度、必要度を真に精査すること、また市内の中小業者の仕事を確保して、地域が元気になる地域循環型経済対策、経済事業を大胆に推進すべきことを繰り返し求めています。新開土地区画整理事業費は、平成8年当初約38.6億円から、平成28年12月には約48億5,000万円と当初より10億円余り増額となっています。その事業効果について市の説明は、この区画整理事業区域内の人口は、平成8年の480人から、現在1,020人へと20年間で540人増、2.1倍に増えたということでありました。しかし、竹原市全体の就業者総数は、平成8年1万3,247人から平成28年1万699人へと20年間で2,548人減少、19.2%減少です。事業所総数で見ても、平成8年1,818件から平成28年の1,316件へと502件減少、27.6%減少です。総事業費約48億円余り、これだけ巨額な投資にも関わらず、人口減少の有効な歯どめになっていないのが客観的な事実であります。この事業が真に竹原市の経済の活性化や地域振興に役立っているとは言えません。

私は現在、竹原市の公共事業等のあり方を抜本的に見直して、災害から市民の命と財産を守る急傾斜地崩壊対策事業や浸水防止対策、雨水排水対策事業、下水道整備事業、生活道路の整備事業、LED化に伴う防犯灯増設など、市民の生活環境の整備充実に切りかえることを強く求めたいと思います。住宅リフォーム助成事業は、誰でも気軽に使える制度に改善し、予算を増額すれば、竹原市経済の振興に、また地域の元気を取り戻す最も有効な施策であります。学校施設や避難所等公共施設の耐震化や老朽化した市営住宅の建てか

えなど、最優先に取り組むべきことを指摘したいと思います。

日本の食料自給率は、カロリーベースで38%、1965年の73%から大幅に減少しており、食の安定共有の土台を揺るがす大問題であります。農業や漁業の衰退に歯どめをかけるかなめは、従事者の再生産活動を維持し、なりわいとして成り立つ具体的な支援を実施できるかどうかにかかっています。竹原市農業振興計画にある1戸当たり年間農業所得、おおむね450万円以上の農家など、自立できる具体的な支援や農業者育成に竹原市が積極的に取り組むことを強く求めたいと思います。

次に、竹原市の公共施設の指定管理者についてであります。

決算審査では、公共施設の指定管理者に伴うコスト削減の目標と効果をたどりましたが、明確な説明が不十分であります。集会所や福祉施設等の指定管理者は、施設目的に沿った市民サービスを提供するためにも、指定管理者制度は抜本的に見直して、市が直接責任を持つ管理運営に戻すことを強く求めたいと思います。

次に、部落問題と市行政についてです。

決算資料では、竹原市内では部落差別事象が発生しておりません。また、隣保館の相談事業でも、部落問題の相談内容の是非を竹原市が判断することは困難ですけれども、従来の予算措置が継続されています。私は隣保館等の運営事業や部落解放同盟の団体補助金は全額削減することを再度強く求めたいと思います。

最後に、市民サービスを支える市職員の勤務条件、労働環境は大変厳しくなっています。決算審査でも、過労死ラインを超える長時間残業が常態化しています。これ以上行政改革として人件費の削減を優先させれば、市民サービスを支える市職員の健康問題や事業の継続性、安定性が欠落してしまいます。臨時職員等の不安定な雇用は早急に改善すること。市民サービスを充実させる正規職員を計画的に増員するなど、働く環境整備を早急に改善することを改めて求めておきたいと思います。

以上で私の反対討論とします。

議長（道法知江君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） 私は、議案第46号平成28年度竹原市歳入歳出決算書に賛成の立場で討論に参加させていただきます。

平成28年度の決算書においては、国の財政健全化法により公表が義務づけられている財政指数表は全て標準以上のものとなっており、本市の財政の健全化が証明されています。主な施策として、商工費として産業振興活性化を図る工場等立地促進事業、民生費と

して出産から育児まで、長期かつ総合的な育児サポート支援事業の一つである妊婦健診支援事業、教育費として学力の向上、中1ギャップをはじめ生活面の諸課題の解消を図るため、吉名中学校区小中一貫校施設整備事業等の諸課題に取り組まされております。また、決算特別委員会においても、各委員から様々な質疑が出され、先ほどの委員長の報告のとおり、賛成多数で可決されたものであります。本市の財政状況は厳しい状況下にあります。国が定める財政指数は、審査した結果、健全化に十分資する値を示しており、吉田市長においては今後とも本市の諸課題に財政規律を保つ中、継続して取り組むことを期待して、賛成討論といたします。

議長（道法知江君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 採決確定いたしましたので、着席願います。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

議案第47号平成28年度竹原市水道事業決算認定について、本案に対する委員長報告は原案認定であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

13番松本進議員。

13番（松本 進君） 議案第47号2016年度平成28年度竹原市水道事業決算認定について、私は反対をいたします。

決算資料では、水道使用料の滞納者総数は143人、前年度比20人増。そのうち、働く貧困層と言われる年間所得200万円未満が18.2%です。年間所得ゼロから100万円未満の人は20人、14%であり、生活保護基準以下の生活を強いられている現状があります。滞納処分は、給水停止処分の最終予告が165件、前年度比8件減ですけれども、給水停止は22件、前年度比10件増えています。これは憲法25条の生存権を脅かすものと考えます。市民の命を守るためにも、即刻給水停止の解除を求めておきます。

2016年10月実施の水道料金の大幅な値上げは、低所得者層の生活を脅かすものであります。特に、従量制料金導入による工業用水の廃止は、負担能力に応じた料金体系を壊して、格差と貧困を拡大されるもので容認できません。また、広島県用水受水費は2016年度1億9,142万9,114円で、水道事業費の26.3%を占めています。水道事業経営に大きな負担となっています。2014年2月の県用水受水協定書は、今後10年間に日量4,600立方メートル余りの受水量を契約しています。その一方で、ほぼ同量の竹原市内の自己水源を削減しているわけであります。竹原市の貴重な水資源を有効に活用していない実態は、水道経営にも重大な影響を与えています。県用水受水計画の縮小、廃止の交渉を早急にすべきことを指摘し、以上で私の反対討論といたします。

議長（道法知江君） 1番今田佳男議員。

1番（今田佳男君） 私は、議案第47号平成28年度竹原市水道事業決算認定について、賛成をいたします。

本議案は、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成28年度竹原市水道事業決算について、議会の認定を求めるものです。昨年度、竹原市水道事業経営審議会の答申を受けて、安定的な水道事業の経営を図るため約20年ぶりに水道料金が改定されました。給水人口の減少、市民、企業の節水意識の高まりなどの要因で水需要は減少傾向にあります。

しかしながら、総延長約280キロメートルの水道管のうち、法定耐用年数40年を経過した老朽水道管路は全体の34%、管路の耐震化率は5%であることなど、水道施設は老朽化して断水のリスクがあり、整備が必要です。施設整備及び更新のために見込まれる毎年年間平均約4億円の投資資金は、水道料金収入と地方公営企業債の借り入れにより賄う必要があります。安全で安心できる水が安定して供給されるまちづくりを目指し、今後の水道事業の経営戦略を明確にするために、竹原市水道事業経営戦略が策定されました。

平成28年度決算書と経営戦略の収支計画を比較しますと、決算書の給水収益は7億8,200万円で、経営戦略の収支計画の8億700万円に達していませんが、当期純利益は1億1,400万円で、経営戦略の収支計画の1億900万円を上回っています。また、キャッシュフロー計算書においても、1億500万円の資金増加となり、ほぼ計画どおりの推移となっております。経営状況を確認する審議会は、本年8月に開催され、今後も毎年開催されます。経営状況や経営戦略の点検、見直しは、議会へ報告することとなっております。

以上のことから、平成28年度竹原市水道事業会計は認定すべきものと考えます。  
以上です。

議長（道法知江君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 採決確定いたしましたので、着席願います。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

---

### 日程第3

議長（道法知江君） 日程第3，議案第51号平成29年度竹原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

総務部長（平田康宏君） ただいま議題となりました議案につきまして御説明申し上げます。

補正予算書一般会計第3号の1ページと、議案参考資料及び議案説明書その2の2ページをお開きください。

本案は、衆議院の解散に伴い、衆議院議員総選挙に係る予算を補正するものであります。

まず、歳出であります。総務費において衆議院議員選挙に要する経費として1,641万6,000円を追加計上しております。これに対し、歳入であります。県支出金について同額を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ1,641万6,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ132億9,054万3,000円となるものであります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（道法知江君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 採決確定いたしましたので、着席願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4

議長（道法知江君） 日程第4、発議第29-2号地方財政の充実強化を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） 地方財政の充実強化を求める意見書の提案理由を説明いたします。

全文を読み上げることは長いので、概要のみにとどめさせていただきます。

来年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。よって、政府におかれては次の事項を実現するよう

求めます。

1, 社会保障, 災害対策, 環境対策, 地域交通対策, 人口減少対策など, 増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し, これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

2, 子ども・子育て支援新制度, 地域医療の確保, 地域包括ケアシステムの構築, 生活困窮者自立支援, 介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど, 急増する社会保障ニーズへの対応と, 人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

3, 地方交付税におけるトップランナー方式の導入は, 地域によって人口規模, 事業規模の差異, 各自治体における検討経過や民間企業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり, 廃止, 縮小を含めた検討を行うこと。

4, 災害時においても, 住民の命と財産を守る防災・減災事業はこれまで以上に重要であり, 自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や, 緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と, 十分な期間の確保を行うこと。また, 2015, 平成27年度の国勢調査を踏まえた, 人口急減, 急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように, 地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。

5, 地域間の財源偏在性の是正のため, 偏在性の小さい所得税, 消費税を対象に, 国税から地方税への財源移譲を行うなど, 抜本的な解決策の協議を進めること。同時に, 各種税制の廃止, 減税を検討する際には, 自治体財政に与える影響を十分検証した上で, 代替財源の確保をはじめ財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

6, 地方財政計画に計上されている歳出特別枠, まち・ひと・しごと創生事業費等については, 自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから, 現行水準を確保すること。また, これらの財源措置について, 臨時, 一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため, 社会保障, 環境対策, 地域交通対策など, 経常的に必要な経費に振りかえること。

7, 地方交付税の財源保障機能, 財政調整機能の強化を図り, 市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握, 小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。同時に, 地方交付税原資の確保については, 臨時財政対策債に過度に依存しないものとする。

上記のとおり, 地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

御審議の上, 的確な御決定をよろしくお願いいたします。

議長（道法知江君） 説明が終わりました。

本案は、議長を除く出席議員全員の発議であります。よって、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） 御異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5

議長（道法知江君） 日程第5，発議第29－3号義務教育費国庫負担制度2分の1の復元と、義務教育諸学校35人学級の完全実施を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） 義務教育費国庫負担制度2分の1の復元と、義務教育諸学校35人学級の完全実施を求める意見書。

義務教育国庫負担制度は、憲法26条に記された義務教育費無償の原則にのっとり、教育の機会均等と、その水準の維持向上を図る上で根幹をなす制度であり、全ての国民が等しくその能力に応ずる教育を与えられることに大きく貢献してきました。

平成18年度から、義務教育費国庫負担金については、国庫負担が2分の1から3分の1に変更されましたが、自治体間の自主財源格差を考慮すれば、地域ごとの教育水準格差につながるおそれがあります。教育は未来への先行投資であり、子どもたちへの最善の教育環境を提供する必要があります。

また、公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置基準が、各県、各市町村によって教育環境に大きな差を生じています。よって、小学校1年生だけにとどまっている学級編制の標準35名を拡充し、義務教育9カ年全学年の学級編制基準を35名に改正する必要があります。ついては、教育条件の整備のため、次の事項の実現について強く要請いた



します。

1, 義務教育費国庫負担制度について, 国負担率を2分の1にすることを含め, 制度を堅持すること。

2, 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を改正し, 国の責任で35人学級の完全実施を実現すること。

以上, 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

十分御審議の上, しっかりした決定をよろしくお願いいたします。

議長(道法知江君) 説明が終わりました。

本案は, 議長を除く出席議員全員の発議であります。よって, 質疑, 討論を省略し, 採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(道法知江君) 御異議なしと認めます。よって, 質疑, 討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(道法知江君) 御異議なしと認めます。よって, 本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6

議長(道法知江君) 日程第6, 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

質疑, 討論を省略して, お手元に配付しておりますとおり, 議員派遣については竹原市議会会議規則第167条の規定により決定いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(道法知江君) 御異議なしと認めます。よって, 議員派遣については別紙のとおり決定いたしました。

なお, 閉会中に緊急を要する場合は, 議長において議員の派遣を決定いたしますので, 御了承願います。

---

日程第7

議長（道法知江君） 日程第7，閉会中継続審査（調査）についてを議題といたします。

お手元に配付いたしておりますとおり，各常任委員会委員長から，会議規則第111条の規定に基づき閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

それぞれの委員長から申し出のとおり，閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） 御異議なしと認めます。よって，それぞれの委員長から申し出のとおり，閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮りいたします。

議決されました各案件につきまして，その条項，字句，数字，その他の整理を要するものにつきましては，その整理を議長に御一任願いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） 御異議なしと認めます。よって，条項，字句，数字，その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。よって，平成29年第3回竹原市議会定例会を閉会いたします。

午前10時49分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

竹原市議会議長

竹原市議会議員

竹原市議会議員